

## 平成30年度 税条例等の一部改正概要

〔平成30年4月1日適用〕

- 1 【条例第31条】《法第312条》  
均等割の税率等に係る規定の改正  
地方税法の改正による文言等、条文の整備
  - 2 【条例第36条の2】《法施行規則第2条》（第1項を除く）  
町民税の申告に係る規定の改正  
地方税法施行規則の改正による適用条項の項ずれ、文言等、条文の整備
  - 3 【条例第47条の3】《法第321条の7の3》  
【条例第47条の5】《法第321条の7の8》  
特別徴収義務者に係る規定の改正  
地方税法の改正による、文言等、条文の整備
  - 4 【条例第48条（第2項～第9項）】《法第321条の8ほか》  
法人の町民税の申告納付に係る規定の改正  
法人税法、地方税法等の改正により、内国法人が外国関係会社との二重課税額の控除において、国税から控除しきれなかった額を法人税割額から控除することを定めた条文の整備
  - 5 【条例第52条】《法第327条》  
法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正  
地方税法の改正により、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額（その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る）のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することを定めた条文の整備
  - 6 【条例第20条】  
【条例附則第3条の2】  
【条例附則第4条】  
条例第48条及び第52条の改正に伴う項ずれ、文言等、条文の整備
  - 7 【条例第54条】《法第343条》  
固定資産税の納税義務者等に係る規定の改正  
地方税法施行規則の改正による適用条項のずれに伴う条文の整備
  - 8 【条例附則第10条2】  
固定資産税の地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る規定の改正  
地方税法の改正により、固定資産税の課税標準額を法の範囲で軽減する割合を自治体が定めることができる対象が追加及び見直されたことによる条文の整備
- (1) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設  
【改正前第3項】《法附則第15条第2項第3号》

期間満了による廃止

(2) 水質汚濁防止法関連（見直し）

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
1項	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設 《法附則第15条第2項第1号》	H30.4.1～ H32.3.31	2分の1	5年度分

(3) 再生可能エネルギー発電設備関連（見直し）

①太陽光発電設備

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
10項	FIT対象外資産 ※出力1千kw未満 《法附則第15条第32項第1号イ》	H30.4.1～ H32.3.31	3分の2	3年度分
15項	FIT対象外資産 ※出力1千kw以上 《法附則第15条第32項第2号イ》	H30.4.1～ H32.3.31	4分の3	3年度分

②風力発電設備

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
11項	FIT対象資産 ※出力20kw以上 《法附則第15条第32項第1号ロ》	H30.4.1～ H32.3.31	3分の2	3年度分
16項	FIT対象資産 ※出力20kw未満 《法附則第15条第32項第2号ロ》	H30.4.1～ H32.3.31	4分の3	3年度分

③水力発電設備

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
12項	FIT対象資産 ※出力5千kw以上 《法附則第15条第32項第1号ハ》	H30.4.1～ H32.3.31	3分の2	3年度分
17項	FIT対象資産 ※出力5千kw未満 《法附則第15条第32項第3号イ》	H30.4.1～ H32.3.31	2分の1	3年度分

④地熱発電設備

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
13項	FIT対象資産 ※出力1千kw未満 《法附則第15条第32項第1号ニ》	H30.4.1～ H32.3.31	3分の2	3年度分
18項	FIT対象資産 ※出力1千kw以上 《法附則第15条第32項第3号ロ》	H30.4.1～ H32.3.31	2分の1	3年度分

⑤バイオマス発電設備

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
14項	FIT対象資産 ※出力1万kw以上2万kw未満 《法附則第15条第32項第1号ホ》	H30.4.1～ H32.3.31	3分の2	3年度分
19項	FIT対象資産 ※出力1万kw未満 《法附則第15条第32項第3号ハ》	H30.4.1～ H32.3.31	2分の1	3年度分

(4) 津波防災地域づくり関連 (見直し)

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
5項	津波防災地域づくりに関する法律第56条に 規定する指定避難施設 (家屋) 《法附則第15条第29項第1号》	H30.4.1～ H33.3.31	3分の2	5年度分
6項	津波防災地域づくりに関する法律第60条に 規定する協定避難施設 (家屋) 《法附則第15条第29項第2号》	H30.4.1～ H33.3.31	2分の1	5年度分
7項	津波防災地域づくりに関する法律第61条に 規定する協定避難施設 (家屋) 《法附則第15条第29項第3号》	H30.4.1～ H33.3.31	2分の1	5年度分
8項	津波防災地域づくりに関する法律第56条に 規定する指定避難施設 (償却資産) 《法附則第15条第30項第1号》	H30.4.1～ H33.3.31	3分の2	5年度分
9項	津波防災地域づくりに関する法律第60条に 規定する協定避難施設 (償却資産) 《法附則第15条第30項第2号》	H30.4.1～ H33.3.31	2分の1	5年度分

(5) 生産性革命の実現に向けた中小企業設備投資 (追加)

項	対象資産内容	取得期間	特例の割合	特例の期間
22項	生産性向上特別措置法の規定に基づき、生 産性向上に資する設備投資で、認定を受けた 中小企業者が導入する一定の償却資産 《法附則第15条第47項》	左記の法律 施行日 ～ H33.3.31	0 (課さない)	3年度分

上記のほか、法改正に伴う適用条文の項及び号ずれによる条文の整備

9 【条例附則第10条の3】 《法附則第15条の8他》

新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係  
る規定の改正

地方税法等の改正による適用条項、条文の整備

第12項の改正は改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ  
うとする者がすべき申告について、規定が追加されたことに伴う条文の整備

10 【条例附則第11】 《法附則第17条》

土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義に係る規定の改正

地方税法の改正により、固定資産税の課税の特例について、適用期限を平成32年度まで  
3年間延長する条文の整備

- 11 **【条例附則第11の2】《法附則第17条の2》**  
土地の価格の特例に係る規定の改正  
地方税法の改正により、土地の価格の特例について、適用期限を平成32年度まで3年間延長する条文の整備
- 12 **【条例附則第12】《法附則第18条》**  
宅地等に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正  
地方税法の改正により、宅地に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を平成32年度まで3年間延長する条文の整備
- 13 **【条例附則第13】《法附則第19条》**  
農地に対して課する固定資産税の特例に係る規定の改正  
地方税法の改正により、農地に対して課する固定資産税の特例について、適用期限を平成32年度まで3年間延長する条文の整備
- 14 **【条例附則第15】《法附則第31条の3》**  
特別土地保有税の課税の特例に係る規定の改正  
地方税法の改正により、特別土地保有税の課税の特例について、適用期限を平成32年度まで3年間延長する条文の整備

## 〔平成30年10月1日適用〕

- 1 **【条例第92条】《法第464条》**  
製造たばこの区分を新たに創設することに係る条文の新設  
地方税法の改正により、喫煙用の製造たばこの区分を新たに創設
- 2 **【条例第92条の2】《法第465条》**  
町たばこ税の納税義務者等に係る規定の改正  
地方税法の改正により、適用条文の条ずれに伴う条文の整備
- 3 **【条例第93条の2】《法第466条の2》**  
製造たばことみなす場合の法規定の新設に係る条文の新設  
地方税法の改正により、加熱式たばこに係る税制上の取扱いについて、その特性を踏まえ、製造たばことみなすこととする条文の整備
- 4 **【(改正条例第1条・第2条・第3条・第4条・第5条) 条例第94条】《法第467条》**  
たばこ税の課税標準に係る規定の改正  
地方税法の改正により、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定の整備

本条の改正は平成30年10月1日から平成34年10月1日にかけて段階的に移行（1／5ずつ引き上げ）

平成30年10月1日	(1g=1本) × 0.8 + (0.4g=0.5本) × 0.2 + (価格 ÷ 60/100=0.5本) × 0.2		
平成31年10月1日	× 0.6	× 0.4	× 0.4
平成32年10月1日	× 0.4	× 0.6	× 0.6
平成33年10月1日	× 0.2	× 0.8	× 0.8
平成34年10月1日	× 0.0	× 1.0	× 1.0

5 【(改正条例第1条・第3条・第4条) 条例第95条】 《法第468条》

たばこ税の税率に係る規定の改正

地方税法の改正により、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる規定の整備

現 行	1,000本につき5,262円 (国・道分 6,982円	計 12,244円)
平成30年10月1日	1,000本につき5,692円 (	7,552円 13,244円)
平成32年10月1日	1,000本につき6,122円 (	8,122円 14,244円)
平成33年10月1日	1,000本につき6,552円 (	8,692円 15,244円)

6 【条例第96条】 《法第469条》

たばこ税の課税免除に係る規定の改正

地方税法の改正により、適用条文の条ずれに伴う条文の整備

7 【条例第98条】 《法第473条》

たばこ税の申告納付の手続きに係る規定の改正

条例第94条において定義語を定めたことに伴う条文の整備

8 【(改正条例第6条) 条例附則第5条】

町たばこ税に関する経過措置の改正

地方税法の改正により、旧3級品に係る特例税率の廃止に伴う経過措置の延長

〔平成31年1月1日適用〕

1 【条例第24条】 《令第47条の3》

個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正

地方税法の改正により、「控除対象配偶者」の定義を「同一生計配偶者」に変更する条文の整備

2 【条例第36条の2第1項】 《法第317条の2》

町民税の申告に係る規定の改正

地方税法の改正により、配偶者特別控除の申告要件の見直しによる適用条項、文言等、条文の整備

3 【条例附則第17条の2】 《法附則第34条の2ほか》

優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例における規定の改正

租税特別措置法の改正による適用条文の条ずれに伴う条文の整備

## 〔平成32年4月1日適用〕

- 1 【条例第23条】《法第294条》  
【条例第48条（第1項及び第10項～第12項）】《法第321条の8》  
町民税の納税義務者等及び法人の町民税の申告納付に係る規定の改正  
地方税法の改正により、大法人（資本金1億円超の法人など）に対する申告書の電子情報処理組織による提出（電子申告）の義務化に伴う条文の整備

## 〔平成33年1月1日適用〕

- 1 【条例第24条】《法第295条ほか》  
個人の町民税の非課税の範囲に係る規定の改正  
地方税法の改正により、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額の引き上げに伴う条文の整備  
  
障害者等、非課税措置所得要件 合計所得金額 1 2 5 万円以下→1 3 5 万円以下  
均等割非課税限度額 基準額に1 0 万円を加算
- 2 【条例第34条の2】《法第314条の2》  
【条例第34条の6】《法第314条の6》  
所得控除及び調整控除に係る規定の改正  
地方税法の改正により、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については基礎控除額が消失し、調整控除額を適用しないこととする所要要件を創設することに伴う条文の整備
- 3 【条例附則第5条】《法附則第3条の3》  
個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る規定の改正  
地方税法の改正により、所得割非課税限度額の引き上げに伴う条文の整備  
  
所得割非課税限度額 基準額に1 0 万円を加算